

全日本不動産協会 兵庫県本部 御中

滋賀県知事 三日月 大造



浸水警戒区域の指定に伴う宅地建物取引時における情報の提供について

平素は、本県の流域治水行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

本県では、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年滋賀県条例第 55 号。以下「条例」とします。）を策定し、流域治水の推進に取り組んでおります。

このたび、条例第 13 条の規定に基づき、長浜市木之本町大見ほか 2 地区において、令和 4 年 3 月 29 日に浸水警戒区域の指定告示を行いましたので、情報提供いたします。

なお、浸水警戒区域は、条例第 14 条の規定により建築制限がかかります。また、建築基準法第 39 条第 1 項の規定による「災害危険区域」となり、宅地建物取引業法第 35 条に規定する重要事項説明に該当しますので、貴団体におかれましては、加盟団体への周知について御協力をお願いいたします。

記

1. 浸水警戒区域の所在地

長浜市木之本町大見、甲賀市信楽町勅旨、東近江市葛巻町

2. 浸水警戒区域の表示および浸水警戒区域における想定水位

(1) 長浜市木之本町大見

図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市北部振興局建設課に備え置いて縦覧に供する。

(2) 甲賀市信楽町勅旨

図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県甲賀土木事務所、甲賀市建設部建設事業課および甲賀市信楽地域市民センターに備え置いて縦覧に供する。

(3) 東近江市葛巻町

図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県東近江土木事務所、東近江市都市整備部管理課および東近江市蒲生支所に備え置いて縦覧に供する。

【問合せ先】

滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室

流域治水第一係 影山・寺嶋・中島

流域治水第二係 山田・北井

電話：077-528-4290 FAX：077-528-4904

E-Mail：ryuiki@pref.shiga.lg.jp